

相模原市子ども・若者支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への各分野における支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として設置する「相模原市子ども・若者支援協議会」(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る関係機関、関係団体(以下「関係機関等」という。)の連携及び協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1及び別表第2に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、こども・若者未来局長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

(代表者会議)

第4条 協議会の会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者による会議(以下「代表者会議」という。)とする。

- 2 代表者会議は、会長が招集する。
- 3 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に関する情報交換及び連携に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に

関すること。

4 代表者会議は、原則として年1回開催する。

5 会長が必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該構成員以外の者を代表者会議に出席させることができる。

(実務者会議)

第5条 協議会に、別表第1及び別表第2に掲げる関係機関等から案件ごとに関連する機関の実務担当者による会議(以下「実務者会議」という。)を置く。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 連携のために必要な情報交換、課題検討に関すること。

(2) 困難事例の情報共有、支援方策の検証・研究に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

3 会長が必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該構成員以外の者を実務者会議に出席させることができる。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の構成員並びに第4条第5項及び前条第3項の規定により会議に出席した者は、法第24条の規定に基づき、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、こども・若者支援課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が代表者会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第4条関係)

分 野	構成機関
教育	相模原市立小学校長会
	相模原市立中学校長会
	相模原地区県立学校長会議
	特別支援学校
	相模原・町田大学地域コンソーシアム
	学校教育部
	生涯学習部
福祉・保健・医療	障害者支援センター松が丘園
	相模原市青少年指導委員連絡協議会
	相模原市民生委員児童委員協議会
	地域包括ケア推進部
	生活福祉部
	こども・若者未来局
矯正・更生保護	神奈川県警察少年相談・保護センター
	相模原市保護司会協議会
雇用	相模原公共職業安定所(ハローワーク相模原)
	相模原市就職支援センター
	さがみはら若者サポートステーション
	相模原商工会議所
	環境経済局
社会参画	市民局
その他	困難を抱える子ども・若者を支援している団体、 NPO法人など

別表第2(第3条、第5条関係)

分野	構成機関
教育	教育総務室
	教育センター
	学校教育課
	青少年相談センター
	生涯学習課
福祉・保健・医療	高齢・障害者福祉課
	精神保健福祉課
	精神保健福祉センター
	生活福祉課
	緑生活支援課
	中央生活支援課
	南生活支援課
	緑高齢・障害者相談課
	津久井高齢・障害者相談課
	中央高齢・障害者相談課
	南高齢・障害者相談課
	こども・若者政策課
	こども・若者支援課
	青少年学習センター
	子育て給付課
	こども家庭課
	緑子育て支援センター
	中央子育て支援センター
	南子育て支援センター
	児童相談所相談支援課
陽光園	
雇用	産業・雇用対策課
社会参画	市民協働推進課
	消費生活総合センター

